

第 6292 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 2日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 中古資産の減価償却費

**Q** : 中古資産の減価償却は、どのようにするのですか？

**A** : 次のようにします。

### 【解説】

中古資産を事業の用に供した場合は、残存耐用年数を見積もって減価償却の計算をすることとなっていますが、耐用年数の見積もりが困難な場合は、次の簡便法によることができます。

#### ①法定耐用年数の全部を経過した資産

法定耐用年数×20%＝見積残存年数(1年未満端数切捨て)

#### ②法定耐用年数の一部を経過した資産

(法定耐用年数－経過年数)＋経過年数×20%＝見積残存年数(1年未満端数切捨て)

(例) 3年落ちの自動車の見積残存年数

$(6 - 3) + 3 \times 20\% = 3.6 \rightarrow 3$ 年

このことから、中古資産を取得した場合には、次のような税務メリットがあるといわれています。

#### ①耐用年数が短くなるので費用化が早い

②新品と同じ取得価額であれば、中古資産のほうが初年度の償却費が大きい

(例) 500万円の新車と3年落ちの中古車では、次のような差が生じます。

イ. 新車…500万円×0.319(耐用年数6年の定率法の償却率)＝159万5千円

ロ. 中古車…500万円×0.536(耐用年数3年の定率法の償却率)＝268万円



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】